

## 所得申告

農業所得者の皆さんへ

## 農業所得の計算方法についてのお知らせ

### 平成18年分の所得から 水稻所得標準がすべて廃止されます



平成18年分の所得申告(平成19年2月~3月申告分)から、これまでの「水稻所得標準」が廃止され、実際の収入金額から実際の経費を差し引く「収支計算」の方法で農業所得を計算することとなりました。

収支計算の方法

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

収支計算に必要な書類

- 平成18年1月1日から農業に関する下記の書類は必ず保存してください。
- ・収入金額が分かる書類(出荷伝票、納品書控など)
  - ・必要経費が分かる書類(領収書、請求書など)

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門 ☎22-2144・税務課市民税係または各総合支所市民生活課

### 決算説明会の開催

決算説明会を下記のとおり開催しますので、ぜひ、この機会に参加ください。

なお、当日は事業を行っている方を中心とした説明になります。また、消費税についても説明を行いますので、前年の決算書・収支内訳書をお持ちの方は持参ください。

開催日程

日	時	開催場所
12月6日(火)	午前10時	竹野町商工会館
	午後2時	城崎総合支所 大会議室
12月7日(水)	午前10時	出石農村環境改善センター
	午後2時	日高農村環境改善センター 但東総合支所 2階会議室
12月8日(木)	午前10時	じばさんセンター 2階ホール

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門☎22-2144

### 年末調整説明会の開催

日	時	開催場所
12月1日(木)	午前10時	じばさんセンター 2階ホール
	午後1時30分	

年末調整関係用紙については、封入枚数を一律としていますので、別途用紙が必要な方は、説明会会場もしくは税務署窓口でお渡しします。

《問合せ》豊岡税務署法人課税第1部門☎22-2344

### 消費税関係の届出はお済みですか？

新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書」の提出が必要になります。

また、平成16年分が免税事業者の方で、平成17年分について簡易課税制度を選択しようとする場合には、平成17年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していただく必要があります。

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門☎22-2144